

# 災害時に支援を 必要とする人々を



# 地域で支えよう



国の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務化されました。

10月上旬に登録申請書をお送りし、避難支援等関係者へ  
の名簿提供の同意確認を行います。必ずご確認のうえ、ご返  
送ください（施設に入所している人は除きます）。

- 対象者
- 新たに避難行動要支援者対象となられた人
  - 昨年、同意・不同意の意思確認をされなかった人

## 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある人のうち、次の要件に該当する人

- ① 要介護認定3～5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する人  
(心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 難病で避難する際に支援が必要な人
- ⑥ 80歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯（日中独居の人を含む）
- ⑦ 自ら避難行動要支援者名簿への記載を求め人等  
市長が必要と認める人

※同意されても、避難支援等が必ず保証されるものではありません。

※避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。



様式第1号

### 避難行動要支援者登録（変更・抹消）申請書

1. 登録同意確認

伊佐市長 へて  
私は災害発生時に備え、避難行動要支援者登録名簿への登録を希望します。また、私が届け出た個人情報や災害時の緊急時や平常時の見守り等に、支援団体（消防団・警察署・民生委員・児童委員・消防団・自治会・自主防災組織・校区委員会・協議会・社会福祉協議会）等に事前に提供することに同意します（該当する方に  を記入してください。）

同意します。  同意しません。  
(該当の理由に○をつけてください。)

1 自分で避難できるから  
2 家族がいるから  
3 施設等に入居し自宅にいない  
4 自分の情報を知られたくない  
5 その他( )

申請日  
フリガナ  
本人名  
フリガナ  
本人との関係  
代理人氏名

2. 避難行動要支援者情報（同居の場合は、下記の項目に  または必要事項を併記入ください。）

フリガナ  
本人名  
生年月日 昭和 年 月 日  
性別  
住所  
電話番号  
FAX番号  
自治会名  加入(自治会名: )  未加入 携帯番号

本人の状況

1. 介護保険認定者（要介護 3・4・5）  
 2. 身体障害者手帳（1級・2級） ※心臓、じん臓のみ  
 3. 療育手帳A  
 4. 精神障害福祉手帳1級  
 5. 難病で避難する際に支援が必要  
 6. 80歳以上の高齢者のみの世帯（日中独居の者を含む）  
 7. 自ら避難行動要支援者名簿への記載を求め人等市長が必要と認める者

避難行動要支援者登録事項  
(例： 足が不自由なので、車椅子が必要です。)

緊急連絡用キット  有  無  申請中  
同意する方は、できるだけ緊急連絡用キットを備えて下さい。  
緊急連絡用キットをお持ちでない方は、地区の民生委員さんへご相談ください。

世帯状況  一人暮らし  家族や保護者と同居(本人含む 人)

※同意されても、避難支援等が必ず保証されるものではありません。  
※避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。  
※同意の届出について、変更の申し出がない限り自動継続となります。  
※個別に災害計画を作成するために、避難支援関係者が訪問調査を行います。

伊佐市役所福祉課 社会福祉係(大口庁舎)  
伊佐市役所地域福祉課 市民窓口係  
(差別庁舎)

## 申請書の記入について

申請は、原則として本人の申請とします。本人が申請できない場合は、配偶者や扶養義務者など（親権者・法定代理人等）が代わって行う代理申請もできます。

※親権者・法定代理人等とは、同居の家族等を含め、民生委員や自治会等のことです。

太枠内を記入する

# 避難行動要支援者への支援イメージ

## 避難行動要支援者



3

- ・ 情報伝達
- ・ 避難支援

1

### 申請書提出「同意あり」

災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まります。  
平常時は見守りや声かけ、防災訓練等に活用します。

### 申請書提出「同意なし」

避難支援等関係者への名簿の提供は行いません。  
災害等が発生し、本人の生命・身体を保護する必要があると市が判断した**緊急時**には、情報提供・支援を行います。

不同意  
同意

## 伊佐市役所



名簿の作成

2

平常時

緊急時

## 避難支援等関係者

- ◎災害発生時の、避難行動要支援者の安否確認や情報伝達、避難の手助けなどを行います。
- ◎できる範囲での手助けをお願いします。責任を伴うものではありません。
- ◎災害発生時はまず自分の身を守ってください。被災したときに無理な支援をお願いするものではありません。
- ◎平常時からの避難行動要支援者の見守りなどをとおして、支援活動が行いやすい環境づくりをお願いします。

### 役割



次の避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

- ① 自主防災組織（自治会）
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 伊佐湧水消防組合消防本部
- ④ 伊佐市消防団
- ⑤ 伊佐警察署
- ⑥ 伊佐市社会福祉協議会
- ⑦ 校区コミュニティ協議会
- ⑧ 上記のほか避難支援等に携わる者で市長が避難支援等に関し必要と認めるもの



名簿提供

- ・ 名簿を提供された関係者には、守秘義務があります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災。犠牲者の多くが自力で避難することが難しい高齢者や障がい者だったことを教訓に、市町村は「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時にも活用して、災害時には犠牲者を抑え、1 人でも多くの生命を守る・守ってもらいたいという思いで法改正がされました。

市はこれを受けて、「伊佐市地域防災計画」を

改正し、避難行動要支援者名簿に記載する方々や支援等関係者を定め、地域で支援を必要とする人々を支える仕組みづくりを進めています。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

福祉課社会福祉係 ☎ 1311

10月スタート

知りたい!

# 消費税の軽減税率制度 Q&A

社会保障の充実と安定を目的として、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。

これにあわせて、家計や経済への影響を緩和するためにさまざまな支援策が設けられています。そのなかでも、私たちの日常生活に最も関係する軽減税率制度について、Q & A形式で皆さんの疑問にお答えします。



8%

**Q 1** 軽減税率制度とは

**A 1** ① 飲食料品（酒類を除く）及び②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の譲渡に限り、標準税率10%ではなく軽減税率8%を適用する税制度です。

## 軽減税率の対象品目

その他の品目は

10%

(標準税率)



① 飲食料品（お酒・外食を除く）



② 新聞



定期購読契約された週2回以上発行されるもの

**Q 2** ① 飲食料品とはどのようなものですか

**A 2** 食品表示法に規定する食品（酒類を除く人の飲用または食用に供されるもの）をいいます。たとえば、米穀や野菜、食肉や乳製品のほか、菓子類や調味料も軽減税率の対象（8%）です。ただし、外食やケータリングでの提供を受けた場合は、対象外（10%）となります（Q6・7関連）。

**Q 3** 水の販売は、軽減税率の対象になりますか

**A 3** ミネラルウォーターなどの飲料水は、「飲食品」に該当するので軽減税率の適用対象（8%）となります。しかし、水道水は、飲用目的のほか風呂や洗濯などの生活用水と混然一体であるため、軽減税率の対象外（10%）となります。

**Q 4** ノンアルコールビールや甘酒は、軽減税率の対象になりますか

**A 4** 酒税法に規定する酒類に該当しないため、軽減税率（8%）の対象です。

**Q 5** 栄養ドリンクや健康食品は、軽減税率の対象になりますか

**A 5** 医薬品及び医薬部外品に該当するものは、食品ではないため軽減税率の対象外（10%）です。ただし、医薬品等に該当しない栄養ドリンクや健康食品であれば軽減税率の対象（8%）です。

**Q 6** 外食は軽減税率の対象にならないと聞きましたが、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている店（例：ハンバーガーショップ）で買い物したときの税率はどうなりますか

**A 6** 飲食物を持ち帰り用の容器や包装をした状態で購入した場合のみ軽減税率（8%）が適用されます。

**Q 7** ラーメンの出前や宅配ピザは、外食と同じ扱いですか

**A 7** 出前や宅配は、指定した場所まで調理が完成した飲食料品を届けているため、外食にはあらず、軽減税率の対象（8%）です。一方、指定した場所において調理や給仕を行うケータリングや出張料理は軽減税率の対象外（10%）となります。

**Q 8** コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食はどうなりますか

**A 8** コンビニでは、ホットスナックや弁当など、持ち帰ることも店内で飲食することもできる状態で商品を購入できます。イートインスペースで飲食する場合は、軽減税率の対象外（10%）となりますが、持ち帰れば軽減税率の対象（8%）です。購入の際に、レジで意思確認をされる場合があります。

※なお、同一の飲食料品の販売に適用される消費税率が異なる場合に、どのような価格設定を行うかは事業者の任意となります。そのため、軽減税率が適用されるテイクアウト等の税抜価格を標準税率が適用される店内飲食より高く設定、または店内飲食の税抜価格を低く設定することで同一の税込価格を設定することもできます（③）。

### 価格表示の例

#### 異なる税込価格を設定する場合

- ① 持ち帰りと店内飲食の両方の税込価格を表示  
パン・持ち帰り 162円  
・店内飲食 165円

- ② 店内掲示等を行う前提で  
どちらか一方のみの税込価格を表示  
パン 162円

店内掲示▼  
店内飲食される場合、価格が異なります

#### 税込価格を統一する場合

- ③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示  
パン 165円



## 飲食料品の範囲について

軽減税率対象

標準税率対象

テイクアウト・  
宅配等



外食



- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において  
② 顧客に飲食させるサービス

ケータリング・  
出張料理等



顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

お酒（酒税法に規定する酒類）



### 飲食料品

（食品表示法に規定する食品）

II

人の飲用または食用に供されるもの



有料老人ホーム  
での飲食料品の  
提供・学校給食等

一体資産※



※「一体資産」とは、「紅茶とティーカップのセット商品」のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）。

医薬品  
医薬部外品等

軽減税率制度に  
関するご相談

消費税軽減税率電話相談センター専用ダイヤル  
☎0120-205-553（無料）9：00～17：00（土日祝除く）  
または 税務署や国税庁ホームページをご確認ください

